

建設業者等の指名停止について

令和 8 年 3 月 2 5 日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

株式会社 トーニチコンサルタント

2 指名停止期間

令和8年3月25日から令和8年8月24日まで(5か月)

3 指名停止の理由

令和 7 年 1 2 月 1 9 日、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとされた。

それを受け新潟県は、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 4 号）に該当するため、令和 8 年 3 月 1 6 日付けで指名停止措置を発表した。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第 2 条第 3 項及び第 4 項に該当するため。